

○湖周行政事務組合特別職の職員等の報酬に関する条例

平成 23 年 9 月 1 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、湖周行政事務組合議会の議員及び非常勤特別職の職員（以下「特別職の職員等」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(非常勤特別職の職員の報酬)

第 2 条 非常勤特別職の職員の報酬は、別表第 1 に定める額とする。

(組合議会の議員の議員報酬)

第 3 条 組合議会の議長、副議長及び議員に支給する議員報酬は、別表第 2 に定める額とする。

(支給方法)

第 4 条 特別職の職員等の報酬は、次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 日額によるものは、その職務執行のときに支給する。ただし、必要がある場合は、月単位で集計して支給することができる。
- (2) 年額によるものは、その会計年度の末月に支給する。ただし、必要がある場合は、月割りに計算して支給することができる。

2 年度の中途において就任、退職又は死亡した場合は、日割りをもって計算し支給する。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

職 名	額
組合長	年額 19,200円
副組合長	年額 16,300円
組合議会の議員の中から選任された監査委員	年額 4,400円
識見を有する者の中から選任された監査委員	年額 8,900円
その他の非常勤特別職の職員	予算の範囲内において組合長が定める額

別表第 2 (第 3 条関係)

職 名	額
議長	年額 13,300円
副議長	年額 11,900円
議員	年額 10,300円